

「中山間直接支払制度の取り組み及び3期対策について」

担当者：鮫川村 農林課 主査 矢吹智広

■中山間地域等直接支払制度とは？

この制度は、平坦部にある農地での農業生産活動に係る経費と山間部のような傾斜がきつく狭い農地などで行われる農業生産活動に係る経費の格差を補てんする目的と、農地の耕作放棄地の発生を防ぐことを目的に、一定の要件に該当する農地に対して毎年交付金が交付される制度で、今年で10年目を迎えています。

■具体的な要件は？

この制度は、地目が「田」「畑」「草地」「採草放牧地」の傾斜角度に応じて、交付金額が設定されており、農地や農道・水路などを5年間適正に管理することを協定書に記載し実施することが必要な要件となっております。

また、平成17年度からの制度では、交付金の単価が「10割」と「8割」の2段階に設定されました。今までの取り組み活動を選択した場合は、交付金の8割が交付され、従来どおりの「10割」の交付金を受け取るためには、環境に配慮した農業の実践や農作業受委託の推進など、新たな目標を設定し活動に取り組むことが条件となりました。

- ・田（急） 1/20 ※20m進んで1m上がる (緩) 1/100 ※100m進んで1m上がる。
- ・畑（急） 15° ※3.5m進んで1m上がる (緩) 8° ※7m進んで1m上がる。

■鮫川村での取り組み状況は？

現在は、74集落で940ha取り組んでおり、集落に交付される金額は123,000千円と県内で取り組まれている村の部では1位となっております。（延べ人数 1,035人）

【H12～H16】 80集落 （延べ人数 1,078人） 961ha 123,000千円

※交付金額→県内1位

【H17～H21】 74集落 （延べ人数 1,035人） 940ha 123,000千円

※交付金額→県内4位

※体制整備単価（10割） 70集落 基礎単価（8割） 4集落

■具体的な取り組みは？

鮫川村では、前向きな取り組みを支援するため、村内の集落による協議会を設立しました。この協議会では、交付要件達成への支援や村全体の農業振興、そして、各集落が取り組む地域づくり活動への支援などに取り組んでまいりました。

なお、協議会の運営資金は各集落からの拠出金で賄われており、年間14,000千円の事業費となっています。

■「地域づくり活動」とは？

交付金の財源は全て「皆さんが納めている税金」です。

この交付金を今まで以上に有効に活用し地域の活性化を図るための手法として取り組んだのが「地域づくり活動」です。

地域づくり活動は、各集落の話し合いにより5年間の取組内容を決めていただき、その地域にある資源を活用し、地域住民との共同活動により取り組むことを条件としました。

各集落の創意工夫により、74集落協定のうち50集落協定で取り組まれました。

- 【効果】
- ・様々な共同活動に取り組むことにより、地域の連帯感が向上しました。
 - ・昔から受け継がれてきた農村景観の風景が地域の人たちの協力により大切に守られており、お金に換えられない大きな宝です。

- 【課題】
- ・現在の協定者の半数は、若い世代の農業後継者がいないことです。
 - ・これからは、若い世代をどのように活動に参加していただけるかを話し合い、高齢化に対応できる仕組みづくりが必要です。

■農林水産省「中山間地域等総合対策検討会」とは？

この検討会は、農林水産省から委嘱された有識者や消費者団体などの委員の方が、全国の取り組み事例などの現地調査や農林水産省で行われる検討会により、中山間地域における制度の効果と課題を検証する第三者機関です。

平成21年2月には、本村の大楽村長が全国から選ばれた2名の専門委員の一人として委嘱されました。

大楽村長が専門委員に選ばれたのは、各集落協定の取り組みの成果が認められた結果として大変うれしく受け止めております。

■第3期対策の概要は？

現在第3期対策の内容は正式には決定しておりませんが、今までの情報によりますと、第2期対策の内容を基本に、より一層耕作放棄地の発生を防ぐ項目や、協定者の高齢化に配慮した項目が追加されるようです。

本村でも、協定者の高齢化や仕事の勤務形態の多様化により、農地の管理や共同活動の継続に不安を抱えている集落は多くあります。平成22年度からの第3期対策では、今まで築き上げてきた“地域の連帯感”を生かし、各地域に住んでいる若い人たちにも活動に参加していただけるような体制づくりが必要だと感じています。

「未来を担う子供たち」のためにも、私たちができるることは少しでも実行していきたいと思います。